

社会教育施設利用団体の登録

生涯学習の普及推進のため、コミュニティ・プラザ（夢のもりふじみ）施設の公正かつ効率的な利用をはかるため施設利用団体の登録制度を設ける。

1．施設利用団体の登録方法

登録を希望する団体は「社会教育施設利用団体登録申請書」を教育委員会に申請し、承認を受ける。

2．施設利用登録団体の施設使用料の減免

登録団体には、施設使用料を減額・減免することができる。

3．施設利用登録団体の登録基準

- (1)教育委員会（公民館）の行なう事業への参加及び施設の清掃等奉仕作業に協力すること。
- (2)年間を通じて自主的・自発的に活動できる開かれた団体であること。
- (3)団体は10名以上で組織され、その2分の1以上が町民及び町内に通勤している者で構成されていること。
- (4)団体の事業内容・経費がはっきりしていること。
- (5)営利を目的とせず、特定の政党・候補者・宗教を支持・支援しないこと。

4．施設利用登録団体の登録の取り消し

登録の趣旨・内容に反すると認められた団体は登録を取り消す場合がある。